

答申第 783 号

諮問第 1305 号

件名：県立学校より入手した文書のうち PTA に関する文書等の不開示（不存在）  
決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 5 月 11 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 25 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、教育委員会学習教育部高等学校教育課（以下「高等学校教育課」という。）が管理する文書のうち、愛知県立高等学校（以下「高等学校」という。）から入手した PTA に関する平成 23 年度の文書、平成 21 年度から平成 24 年度までの PTA 役員名簿及び平成 22 年度から平成 24 年度までの PTA 会則であると解した。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

PTA は、保護者と学校の連携により青少年の健全育成を図るための社会教育団体であり、社会教育や家庭教育の充実を目指した活動をしている。その実現のために、各高等学校長は、各高等学校の PTA 会長から、PTA 会計、PTA 特別会計等の収入及び支出に関する一切の業務（以下「PTA に関する業務」という。）を委任されていることから、各高等学校においては、PTA に関す

る業務を円滑に実施するため、会則、名簿等を作成している。

仮に、高等学校教育課が各高等学校に対し、PTAの総会や各委員会の開催、外部団体と連携して行う青少年の健全育成に資する情報収集等のPTAに関する業務について具体的な指示を行っているとするれば、各高等学校が行っているPTAに関する業務について高等学校教育課が把握する必要性が生じることも考えられる。

しかし、高等学校長は、校務をつかさどる（学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第4項及び第62条）こととされており、PTAに関する業務は、高等学校長が委任されていることから、各高等学校が教育事業を遂行するに当たり必要とされる仕事である。よって、PTAに関する業務は高等学校長がつかさどる校務であることから、高等学校によって相当程度、自律的に行われることが予定されている。

一方、高等学校教育課の所管する事務については、愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和39年愛知県教育委員会規則第9号）第6条第5項において、高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること、高等学校の教育職員の研修に関すること、高等学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関する事など、高等学校の教育活動に関することが規定されているが、PTAに関することは含まれていない。

よって、高等学校教育課は、各高等学校が行っているPTAに関する業務について把握する必要はなく、高等学校教育課が各高等学校にPTAに関する文書等を求めることはない。

念のため、高等学校教育課において本件請求対象文書を探索したが、やはり存在しなかった。

以上のことから、高等学校教育課は、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不開示（不存在）決定をしたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

##### (2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議

申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によると、PTA は、保護者と学校との連携により青少年の健全育成を図るための社会教育団体であって、各高等学校長は、各高等学校の PTA 会長から PTA に関する業務を委任されており、各高等学校においては、PTA 会則、PTA 役員名簿等を作成しているとのことである。

また、実施機関によると、高等学校長に委任されている PTA に関する業務は、各高等学校が教育事業を遂行するに当たり必要とされる仕事であり、学校教育法上、高等学校長がつかさどることとされている校務であることから、それぞれの高等学校において相当程度、自律的に行われることが予定されているとのことである。

イ 一方、実施機関によると、高等学校教育課の所管する事務については、愛知県教育委員会事務局組織規則第 6 条第 5 項において、高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること等が規定されているが、PTA に関することは規定されておらず、高等学校教育課は、各高等学校が行っている PTA に関する業務について把握する必要はなく、各高等学校に PTA に関する文書等を求めることはないとのことである。

ウ PTA に関する業務が各高等学校長に委任されており、高等学校教育課が PTA に関する事務を所管していないことからすれば、PTA に関する業務が各高等学校において相当程度、自律的に行われることが予定されており、高等学校教育課は各高等学校が行っている PTA に関する業務について把握する必要がないため、PTA に関する文書等を求めることがないという実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

高等学校教育課に対する開示請求

- ・ 県立学校より入手した文書のうち PTA に関する文書 H23 年度
- ・ PTA の役員名簿 H21 年度－H24 年度
- ・ PTA 会則 H22 年度 H23 年度 H24 年度

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 7. 30	諮問
26. 9. 2	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 9. 8	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 9. 1 (第466回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 1. 22 (第479回審査会)	審議
28. 5. 10 (第487回審査会)	審議
28. 7. 15	答申

答申第 784 号

諮問第 1321 号

件名：行政文書開示請求について等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「自然環境課に対する開示請求 H26 年度 開示請求人との面談記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別記に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 9 月 17 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 10 月 1 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る文書の全部を対象とする開示がなされていないというものである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して一部開示としたというものである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 26 年 5 月 21 日及び同年 8 月 8 日に行った行政文書開示請求者と愛知県環境部自然環境課（以下「自然環境課」という。）職員との面談の報告書（以下「報告書」という。）及び同年 5 月 21 日付けの報告書に添付されていた同日付け行政文書開示請求書である。

報告書には、日時、来庁者氏名、応接者氏名、件名、要旨・措置等が記載されており、行政文書開示請求書には、開示請求者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項、開示の実施の方法等が記載されている。このうち不開示とした部分は、個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号（以下「個人の氏名等」という。）である。

#### (2) 本件行政文書の特定について

本件開示請求の内容は、「自然環境課に対する開示請求 H26 年度 開示請求人との面談記録」である。よって、本件請求対象文書は、平成 26 年 4 月 1 日から本件開示請求があった同年 9 月 17 日までの間に自然環境課が作成又は取得した行政文書又は自己情報の開示請求者との面談記録であると解した。

異議申立人は、異議申立書において「開示請求に係る文書の全部を対象とする開示がなされていない。」と主張する。確かに開示請求者との面談は、平成 26 年 5 月 21 日及び同年 8 月 8 日の 2 回の他にもあったものの、面談内容が開示請求及び取下げといった事項ではなく、開示請求に至る経緯、私見や個人的話題等の内容であったため、上司に口頭で報告を行っており、面談記録を作成していない。また、本件行政文書に係る開示請求者以外の開示請求者との面談記録は作成又は取得していない。

以上のことから、本件行政文書以外に請求対象文書は存在しないので、文書の特定に誤りはない。

#### (3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

異議申立人は、異議申立書において、「開示請求に係る文書の全部を対象とする開示がなされていない。」と記載していることから、個人の氏名等の条例第 7 条第 2 号該当性については、異議申立ての対象となっていないと解されるが、念のため、個人の氏名等の同号該当性についても、以下説明する。

個人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、個人の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。また、個人の氏名等における個人は公務員等ではないため、個人の氏名等は、同号ただし書ハにも該当しない。さらに個人の氏名等が同号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。

したがって、個人の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

## 4 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることの

ないよう、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件開示請求に対し、実施機関は、前記 3(2)で述べた理由により、本件行政文書を特定したとのことである。

そして、実施機関は、前記 3(3)のとおり、本件行政文書の不開示情報該当性については異議申立ての対象となっていないと解釈したとのことである。この実施機関の解釈については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されているところ、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたが異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答がなかったことからすれば、実施機関の解釈に誤りはないものと認められる。

よって、以下では、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを検討することとする。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 実施機関によると、開示請求者との面談は、平成 26 年 5 月 21 日及び同年 8 月 8 日の 2 回の他にもあったものの、面談内容が開示請求及び開示請求の取下げといった事項ではなく、開示請求に至る経緯、私見や個人的話題等の内容であったため、上司に口頭で報告を行い、その面談記録を作成しておらず、また、本件行政文書に係る開示請求者以外の開示請求者との面談記録は、平成 26 年 4 月 1 日から同年 9 月 17 日までの間において作成又は取得していないとのことである。

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、平成 26 年 5 月 21 日分については、当日に請求がなされた行政文書開示請求書の写しとともに、面談をした際の開示請求者の主張及び自然環境課の職員からの回答が記載され、同年 8 月 8 日分については、開示請求者が行政文書開示請求を取り下げたこと及び開示請求者の主張が記載されていることが認められた。

そして、これら以外の開示請求者との面談については、口頭で上司に報告していたとすれば、その記録を作成していないとしても不自然とはいえない。また、他に本件行政文書以外の請求対象文書が存在するとうかがわれる事情を推認することはできない。

イ 以上のことから、本件開示請求に対し、実施機関が本件行政文書を特定したことに誤りはないものと認められる。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 平成 26 年 5 月 21 日付け報告「行政文書開示請求について」
- 平成 26 年 8 月 8 日付け報告「行政文書開示請求について（取り下げ）」



(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.10.28	諮問
26.12.9	実施機関から不開示理由説明書を受理
26.12.11	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.8.10 (第464回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28.3.7 (第483回審査会)	審議
28.5.25 (第489回審査会)	審議
28.7.15	答申

答申第 785 号

諮問第 1329 号

件名：愛知県知事名で作成した英語による親書等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 8 月 15 日及び同年 9 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 8 月 29 日及び同年 10 月 31 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ、第 5 号、第 6 号に該当しない。

### 3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、2 件の一部開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 2 件の一部開示決定は、対象となる行政文書が一部重複しており、重複する行政文書については、同一の部分を同一の理由により不開示としている。そこで、実施機関は、平成 26 年 8 月 29 日付けの一部開示決定に係る異議申立て（諮問第 1316 号）を同年 10 月 31 日付けの一部開示決定に係る異議申立てに併合した（諮問第 1329 号）。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書の一部開示としたというものである。

#### (1) 本件行政文書について

##### ア 文書 1

別表の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）は、本県が海外の特定の国・地域に対して施

策を進めることを提案するために、知事名で作成した英語による親書及びその日本語原文である。このうち開示しないこととした部分は、国際交流における検討事項である。

イ 文書 2

文書 2 は、米国のワシントン州知事、同州シアトル市長及びバンクーバー市長宛て知事メッセージの発給依頼が特定非営利活動法人からあったため、当該特定非営利活動法人に当該知事メッセージを発給した際の決裁文書である。

当該文書は、起案文、知事メッセージ（案）、特定非営利活動法人からの依頼書及び知事メッセージ（施行文）で構成されており、このうち開示しないこととした部分は、依頼書のうち、依頼者である団体の印影である。

ウ 文書 3

文書 3 は、「日本・アフリカ国際児童画交流展」（第 150 回）への知事メッセージの発給依頼が特定の団体からあったため、当該団体に当該知事メッセージを発給した際の決裁文書である。

当該文書は、起案文、知事メッセージ（案）、知事メッセージ（施行文）及び特定の団体からの依頼書で構成されており、このうち開示しないこととした部分は、依頼書のうち、依頼者である団体の印影及び当該団体の担当者である個人の氏名である。

エ 文書 4

文書 4 は文書 1 と同一のものである。このうち開示しないこととした部分は、文書 1 と同一の部分である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書のうち、開示しないこととした個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。そして、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。また、当該個人は公務員等ではないため、同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、個人の氏名は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

本件行政文書のうち、開示しないこととした団体の印影は、知事メッセージの発給を依頼するために押印されたものであり、団体において、その印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に広く一般に公開しているとは認められない。よって、その印影は、団体の事業活動における内部管理情報である。

したがって、団体の印影を公にすることにより、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため、団体の印影は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 条例第 7 条第 5 号該当性について

本件行政文書のうち、開示しないこととした国際交流における検討事項は、海外の特定の国・地域を対象とした施策について、県の内部で検討している慎重な取扱いが必要な情報である。当該情報を公にすることとなれば、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書のうち、開示しないこととした国際交流における検討事項は、県と特定の国・地域との交渉に関する慎重な取扱いが必要な情報である。こうした情報を公にすることとなれば、相手方との信頼関係を損ない、その結果、海外の特定の国及び地域を対象とした施策を実現することが困難となるおそれがある。

したがって、当該情報は、公にすることにより、県が行う国際交流に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。

## 5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、文書 1 及び文書 4 は、同一の文書であり、県が海外の特定の国・地域に対して施策を進めることを提案するために、知事名で作成した親書である。また、本件行政文書のうち、文書 2 及び文書 3 は、特定の団体から依頼を受け、知事メッセージを発給した際の決裁文書である。その構成及び記載内容は、前記 4(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

そして、実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、個人の氏名を条

例第 7 条第 2 号に、団体の印影を同条第 3 号イに、国際交流における検討事項を同条第 5 号及び第 6 号に該当するとして、不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、個人の氏名が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、個人の氏名は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

個人の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。さらに、実施機関が氏名を不開示とした個人は公務員ではないため、個人の氏名は、同号ただし書ハには該当せず、また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

以上のことから、個人の氏名は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、団体の印影が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 法人その他の団体の印影は、法人その他の団体が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、これを公にした場合に、正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影が使用されている状況から判断する必要がある。

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、団体の印影は、特定の団体が知事メッセージの発給を依頼する文書に押印したものであり、当該印影を団体の活動上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているものとは認められない。

そのような状況にあつて、団体の印影を公にすることは、当該団体の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、団体の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、国際交流における検討事項が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、国際交流における検討事項には、海外の特定の国・地域に対して県が提案し、今後交渉していこうとする内容が記載されていることが認められた。

相手方との最終的な合意に至らない段階で、こうした未成熟な情報を一方的に公にすることになれば、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、国際交流における検討事項は、条例第7条第5号に該当する。

(6) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、国際交流における検討事項が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 国際交流における検討事項には、海外の特定の国・地域に対して県が提案し、今後交渉していこうとする内容が記載されており、相手方との最終的な合意に至らない段階で、こうした未成熟な情報を一方的に公にすることになれば、相手方との信頼関係を損ない、今後、海外の特定の国・地域に対して提案や交渉を進めていく上で支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、国際交流における検討事項は、これを公にすることにより、県が行う国際交流に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 決定年月日	2 行政文書	3 実施機関が開示しないこととした部分
平成 26 年 8 月 29 日	文書 1 愛知県知事名で作成した英語による親書（平成 25 年 4 月 30 日付け）	・国際交流における検討事項
	文書 2 ワシントン州知事・シアトル市長・バンクーバー市長宛て親書（平成 26 年 4 月 17 日付け）	・団体の印影
	文書 3 「日本・アフリカ国際児童画交流展」（第 150 回）に対する知事メッセージ（平成 26 年 6 月 27 日付け）	・個人の氏名 ・団体の印影
平成 26 年 10 月 31 日	文書 4 愛知県知事名で作成した英語による親書（平成 25 年 4 月 30 日付け）	・国際交流における検討事項



(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.10.3	諮問第1316号 諮問
26.12.5	諮問第1329号 諮問 (諮問第1316号と併合)
27. 1.30	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 2. 4	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.12.25 (第477回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 3.18 (第484回審査会)	審議
28. 6. 2 (第490回審査会)	審議
28. 7.15	答申

答申第 786 号

諮問第 1343 号

件名：非違行為報告書等の提出について等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 10 月 20 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 12 月 3 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

##### ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 開示しないこととした部分について、学校名、校長名、教頭名については、個人が特定できるとする部分に該当するのかわからないのか、具体的には触れていないので、念のために、開示漏れであるかどうかの、確認がなされることも求める。

(イ) 非違行為報告書（別表の事案 1 の文書）、校長名、所属学校名、職名、氏名、については、公開を求める。

ただし報告義務違反とあるが、この文書では、厳密に言えば、誰から誰への報告義務違反か、理解し難い。

また、なぜこの時点で、校長室内において、教諭から事情聴取がなされたのか不明である。

「体罰に関して他には無いか。」という質問の前後が不明であり、この報告書の記載について不十分であるといえる。公文書である報告書の内容が、理解し難い記載であることを述べておく。

報告義務違反ということでは、今回の開示請求に関して、ほかにもあるがなぜその報告書がないのかも疑問である。

(ウ) 以下の文書は「体罰」ということでの報告書であるから、学校名、校長名、もしくは教頭名、職員名、については公開を求める。

事案 2 の文書

事案 3 の文書 他校の学校名含む  
事案 4 の文書  
事案 5 の文書  
事案 6 の文書  
事案 7 の文書  
事案 8 の文書  
事案 9 の文書 場所を含む  
事案 10 の文書  
事案 11 の文書 発生場所も含む  
事案 12 の文書  
事案 13 の文書 発生日時 場所も含む  
事案 14 の文書  
事案 15 の文書

- (エ) 「体罰」発生場所については、今回の文書において2校以外は、開示されているので、開示されることが当然である。
- (オ) 11月A高校で開示請求によって受け取った「体罰にかかる報告書」では作成者名、学校名、氏名（職員名）、発生日時、発生場所が開示されている。体罰に関する、もので学校名等を明らかにされていることからすると、その後の文書で、学校名を不開示にする理由は、ないといえる。
- (カ) 本件、不開示（一部開示）とされた文書においても、A高校の事案と思われるものがあるが、学校名等黒塗りであることは、問題であることは明らかである。A高校については、インターネットにおいて現在も、学校名が明らかになっている。この件を、A高校の教頭に直接会ったとき確認したら知っているとの回答で、あった（ネット上に流れていることを承知しているとのこと）。
- (キ) 神戸では、体罰教員名を公開、加害者が担任なら対象外、神戸市教委等ある。

兵庫県教委に対して教職員名の公開を命じた、大阪高裁判決が確定したとある。

また今年9月、大阪市教委、学級担任が、加害者の場合も含め原則公開を決めている。

本件に関する、情報は、各学校の情報は、学校選択等の、情報でもあるということでもある。

当然広く、「学校を進路として選択する生徒」、および住民に知らされることは行政、教育委員会の義務である。

#### イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提

出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

基本的に、「体罰」報告書について異議申立書に、申立人の主張する、理由等述べてあるのが、説明書は、申立人の主張に対する理由等に対して、具体的に、反論、弁明等しているとは言えない。

「単に実施機関の主観において…判断されるだけでは物足りず、その危険が具体的に存在することが客観的に明白でなければならない」しかしそのような説明がなされていない（教育情報公開の研究 学陽書房 68 頁）。

申立人は、「体罰」非違行為報告書、においては、本県、及び、他の自治体等の事例について、反論に変える。

(ア) A 高校の事例については、申立書において、すでに述べてある通りである。学校名、教頭名、教諭氏名、年齢、性別、発生場所、等が明らかにされている。体罰報告書においては、学校名、教諭名、年齢、性別、発生場所、は公開されるべきである。

(イ) B 高校の事例については、学校名、校長名、年齢、性別、発生場所等、が明らかになっている。

(ウ) 東京都の事例については、学校名が明らかになっているということである。情報公開においては、その他の点についての公開は不明。

(エ) 神奈川県の記事については、学校名、校長名、年齢、等が明らかになっている。

(オ) 横浜市の事例については、学校名、校長名、教諭名、発生場所等が明らかになっている。

(カ) 横浜の記事については、横浜市は、2000 年 4 月以前には学校名、校長名、が明らかになっていたということである。

顧問名等も、明らかにすることは当然であるといえる。なぜなら対外試合等でその名前は常に公表されているからである。学校の教科担当者名、部活動担当者名等は毎年明らかになっている。

「体罰」報告書においては、A 高校の事例、以上の内容（項目）が開示されることは当然のことであるといえる。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

#### (1) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 10 月 17 日までの間に処分等がなされた県立学校教職員の体罰に関する非違行為について、教育委員会が作成又は取得した文書である。教育委員会は、対象となる行政文書を別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 45 までのとおり特定した。

その内訳は、同表の 2 欄に掲げるとおりであり、教育委員会は、同表の 3 欄に掲げる部分を開示しないこととして一部開示決定としたものである。

イ 別表の事案 1 から事案 15 までに掲げる文書は、それぞれ県立学校教員 A から O まで（以下「県立学校教員 A」を「A 職員」といい、県立学校教員 B から O までについても同様とする。）が起こした体罰に関する非違行為について教育委員会が作成又は取得した文書である。

(ア) 文書 1、4、7、10、13、16、19、22、25、28、31、34、37、40 及び 43「非違行為報告書等の提出について」等

当該文書は、発生した非違行為について、非違行為を行った職員の所属校の校長又は教頭が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、教育委員会へ提出したものである。

当該文書のうち、非違行為を行った職員の所属校鑑文には日付、宛名、標題等が、追加資料には O 職員の休暇及び休職の状況、意見等が、非違行為報告書には作成者の職名、氏名及び印影、非違行為を行った職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、事後措置等が、非違行為を行った職員の申立書には非違行為を行った職員の所属、氏名、申立て等が、校長の意見書には校長の氏名、印影、意見等が記載されている。

(イ) 文書 2、5、8、11、14、17、20、23、26、29、32、35、38、41 及び 44「審査表」

当該文書は、処分の審査に当たり、教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日、発生場所、審査の対象者である職員等の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が分かる内容が記載された部分等が記載されている。

(ウ) 文書 3、6、9、12、15、18、21、24、27、30、33、36、39、42 及び 45「教職員の人事について」

当該文書は、被処分者の処分内容を決定するために、教育委員会が作成したものである。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、標題、決裁者等の印、伺い文等が、教員の訓戒について（案）及び非違行為を行った職員の指導上の措置について（案）には標題、通知内容等が、訓告（案）には職員の所属、職名、氏名、訓告内容等が、訓告（要旨）（案）には職員の所属、職名、氏名、訓告要旨等が、嚴重注意（要旨）（案）には職員の所属、職名、氏名、嚴重注意要旨等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした職員の氏名、所属校名、職名、校務職名、年齢、生年月日、職歴、採用年月日及び勤務年数、校長の氏

名、印影、年齢、生年月日及び出張先、教頭の氏名及び印影、文書番号、電話番号及びFAX番号、学科名、授業の名称及び人数並びに教室名、学校行事の名称及び日付、発生日及び発生日が分かる部分、発生場所、被害者の氏名、生年月日、住所、受診した病院名、家族構成、当時及び現在の所属並びに現在の所属校、症状及び診断内容、治療費並びに休暇及び休職に関する内訳（以下「職員の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 申立書、意見、聞き取り内容並びに誓約書及び手紙の内容（以下「申立書等」という。）並びに処分経過が分かる内容が記載された部分には、個人の心情等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利利益等に関する情報が含まれることから、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、仮に、今回不開示とした部分のうち一部の情報が報道され、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが積極的に公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。よって、当該部分は、本号ただし書イに該当しない。

また、職員は公務員であるが、職員の処分等に関する情報は、職務の遂行に係る情報ではないため、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、本号ただし書ハにも該当しない。

さらに、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

エ 以上のことから、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 申立書等は、教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であり、処分経過が分かる内容が記載された部分は、処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であって、これらを公にすることが前提になれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがある。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

#### (4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書において、異議申立人が別途行った開示請求によって特定の県立高等学校において開示された「体罰にかかる報告書」では、職員の氏名及び所属校名等が開示されている旨を指摘しているが、当該事案については社会的影響が大きい事案であると判断し、当該事案に限って報道機関の取材に応じ学校名等を明らかにしていたため、開示請求に対しても開示したものである。

また、他の地方公共団体が体罰をした教職員名を開示することとした旨の報道記事を資料として添付した上で意見を述べているが、開示又は不開示の判断は、それぞれの地方公共団体における条例に基づいて行われるものであり、他の地方公共団体の開示内容が本件処分に影響を与えるものではない。

## 4 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成25年4月1日から平成26年10月17日までの間に処分がなされた県立学校教職員の体罰に関する非違行為について、教育委員会が作成又は取得した文書である。その構成及び内訳は別表の1欄及び2欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記3(1)で実施機関が説

明するとおりであると認められる。実施機関は、同表の3欄に掲げる部分のうち、職員の氏名等を条例第7条第2号に、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分を同号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

職員の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分には、被処分者の処分内容、処分理由等、被処分者自身の心情等、非違行為の事実経過等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分については、実施機関は公表しておらず、仮に、当該情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当



するとは認められない。したがって、当該情報は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、非違行為を行った職員は公務員であるが、処分を受けたことは、当該職員の職務遂行の内容に係る情報とは認められない。したがって、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を公にすることにより、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、別表の3欄に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表

事案	1 行政文書	2 内 訳	3 実施機関が開示しないこととした部分
1	文書 1 非違行為報告書等の提出について（平成 25 年 5 月 10 日付け）	A 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の氏名、所属校名、職名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 職員の氏名</li> <li>・ 被害者の氏名</li> </ul>
		A 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	文書 2 審査表（平成 25 年 5 月 27 日付け）	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の氏名、所属校名、職名及び年齢</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
3	文書 3 教職員の人事について（平成 25 年 5 月 27 日起案）	起案文	なし
		訓告（要旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の氏名、所属校名及び職名</li> <li>・ 職員の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		A 職員の指導上の措置について（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の氏名、所属校名及び職名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
2	文書 4 非違行為報告書について（報告）（平成 25 年 6 月 11 日付け）	B 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 教頭の氏名及び印影</li> <li>・ 被害者の氏名及び生年月日</li> <li>・ 聞き取り内容</li> </ul>
		B 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>

	文書 5 審査表（平成 25 年 6 月 24 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	文書 6 教職員の人事に ついて（平成 25 年 6 月 24 日起 案）	起案文	なし
訓告（案）		・ B 職員の氏名及び所属校名	
教員の訓戒につ いて（案）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>	
		厳重注意（要 旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
3	文書 7 体罰にかかる報 告について（平 成 25 年 7 月 1 日付け）	C 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 教頭及び職員の氏名</li> <li>・ 発生場所</li> <li>・ 被害者の氏名</li> <li>・ 症状</li> <li>・ 聞き取り内容</li> <li>・ 意見</li> </ul>
		C 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	文書 8 審査表（平成 25 年 8 月 2 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 発生場所</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>

	文書 9 教職員の人事について（平成 25 年 8 月 3 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	・ C 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ C 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
4	文書 10 非違行為報告書について（提出）（平成 25 年 7 月 25 日付け）	厳重注意（要旨）（案）	・ C 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
		D 職員の所属校鑑文	・ D 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	・ D 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 被害者の氏名 ・ 症状及び診断内容 ・ 意見
	文書 11 審査表（平成 25 年 9 月 2 日付け）	D 職員の申立書	全て
		校長の意見書	・ D 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 12 教職員の人事について（平成 25 年 9 月 2 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	・ D 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ D 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要旨）（案）	・ D 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
5	文書 13 非違行為報告書等の送付について（平成 25 年 8 月 30 日付け）	D 職員の所属校鑑文	・ E 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	・ E 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 学科名

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の氏名</li> <li>・診断内容</li> <li>・聞き取り内容</li> </ul>
	E 職員の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・E 職員の所属校名</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
文書 14 審査表（平成 25 年 10 月 9 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・E 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・学科名</li> <li>・意見</li> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
文書 15 教職員の人事に ついて（平成 25 年 10 月 11 日起 案）	起案文	なし
	訓告（要旨） （案）	・E 職員の氏名及び所属校名
	教員の訓戒につ いて（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・E 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	厳重注意（要 旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・E 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・文書番号</li> </ul>
6	文書 16 非違行為報告書 について（報 告）（平成 25 年 10 月 11 日付 け）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属校名</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・所属校の電話番号及び FAX 番号</li> </ul>
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・教頭の氏名及び印影</li> <li>・所属校の電話番号及び FAX 番号</li> <li>・被害者の氏名</li> </ul>
	F 職員の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属校名</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>

	文書 17 審査表（平成 25 年 10 月 28 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	文書 18 教職員の人事に ついて（平成 25 年 10 月 31 日起 案）	起案文	なし
訓告（要旨） （案）		・ F 職員の氏名及び所属校名	
教員の訓戒につ いて（案）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>	
		厳重注意（要 旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
7	文書 19 非違行為報告に 係る書類につい て（提出）（平 成 25 年 10 月 31 日付け）	G 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の氏名、所属校名、校務職 名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 職員の氏名</li> <li>・ 被害者の氏名、住所、電話番号 並びに当時及び現在の所属</li> <li>・ 聞き取り内容</li> <li>・ 誓約書及び手紙の内容</li> </ul>
		G 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	文書 20 審査表（平成 25 年 11 月 25 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 発生場所</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>

	文書 21 教職員の人事について（平成 25 年 11 月 28 日起案）	起案文	なし
		訓告（要旨）（案）	・ G 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ G 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要旨）（案）	・ G 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
8	文書 22 非違行為報告書の提出について（平成 25 年 10 月 18 日付け）	H 職員の所属校鑑文	・ H 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	・ H 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 教頭及び職員の氏名 ・ 被害者の氏名及び家族構成 ・ 聞き取り内容 ・ 意見
		H 職員の申立書	全て
		校長の意見書	・ H 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 23 審査表（平成 25 年 11 月 25 日付け）		・ H 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分
	文書 24 教職員の人事について（平成 25 年 11 月 27 日起案）	起案文	なし
		訓告（要旨）（案）	・ H 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ H 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要旨）（案）	・ H 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号

9	文書 25 職員の非違行為 について（報 告）（平成 25 年 10 月 28 日付 け）	I 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 職員の氏名</li> <li>・ 授業の名称</li> <li>・ 発生場所</li> </ul>
		I 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	文書 26 審査表（平成 25 年 11 月 25 日付 け）	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 授業の名称</li> <li>・ 発生場所</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	文書 27 教職員の人事に ついて（平成 25 年 11 月 28 日起 案）	起案文	なし
		訓告（要旨） （案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の氏名及び所属校名</li> </ul>
		教員の訓戒につ いて（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		厳重注意（要 旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
10	文書 28 非違行為報告書 について（提 出）（平成 25 年 10 月 25 日付 け）	J 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 授業の名称</li> <li>・ 被害者の氏名</li> <li>・ 聞き取り内容</li> <li>・ 意見</li> </ul>
		J 職員の申立書	全て



		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の所属校名</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	文書 29 審査表（平成 25 年 11 月 25 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・意見</li> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	文書 30 教職員の人事に ついて（平成 25 年 11 月 27 日起 案）	起案文	なし
		訓告（案）	・J 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒につ いて（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		訓告（要旨） （案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・文書番号</li> </ul>
11	文書 31 非違行為報告書 について（報 告）（平成 25 年 12 月 5 日付 け）	K 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の所属校名</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、印影及び出張先</li> <li>・教頭及び所属校の職員の氏名</li> <li>・学科名及び教室名</li> <li>・発生場所</li> <li>・被害者の氏名、生年月日及び現在の所属校</li> <li>・診断内容</li> <li>・意見</li> </ul>
		K 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の所属校名</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	文書 32 審査表（平成 25 年 12 月 24 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・発生場所</li> <li>・意見</li> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>

	文書 33 教職員の人事について（平成 25 年 12 月 17 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	・ K 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ K 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		訓告（要旨）（案）	・ K 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
12	文書 34 非違行為報告書等について（提出）（平成 25 年 11 月 29 日付け）	L 職員の所属校鑑文	・ L 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	・ L 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 教頭及び所属校の職員の氏名 ・ 被害者の氏名及び受診した病院名 ・ 診断内容及び治療費 ・ 聞き取り内容
		L 職員の申立書	全て
		校長の意見書	・ L 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 35 審査表（平成 25 年 12 月 24 日付け）		・ L 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分
	文書 36 教職員の人事について（平成 25 年 12 月 17 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	・ L 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ L 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要旨）（案）	・ L 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号

13	文書 37 意見書及び申立書の送付について（平成 26 年 3 月 5 日付け）	M 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 教頭及び職員の氏名</li> <li>・ 学校行事の名称及び日付</li> <li>・ 発生日及び発生日が分かる部分</li> <li>・ 発生場所</li> <li>・ 被害者の氏名</li> <li>・ 診断内容</li> <li>・ 意見</li> </ul>
		M 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	文書 38 審査表（平成 26 年 3 月 18 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の氏名、所属校名及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 発生日及び発生日が分かる部分</li> <li>・ 発生場所</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	文書 39 教職員の人事について（平成 26 年 3 月 23 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・ 発生日</li> </ul>
		教員の訓戒について（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		厳重注意（要旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の氏名及び所属校名</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>

14	文書 40 職員の非違行為 について（報 告）（平成 26 年 4 月 25 日付 け）	N 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N 職員の氏名、所属校名、職名、 年齢、生年月日、職歴、採用年月 日及び勤務年数</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 被害者の氏名及び家族構成</li> <li>・ 聞き取り内容</li> <li>・ 意見</li> </ul>
		N 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	文書 41 審査表（平成 26 年 5 月 26 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N 職員の氏名、所属校名、職名、 年齢及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 職員の氏名及び生年月日</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載さ れた部分</li> </ul>
15	文書 42 教職員の人事に ついて（平成 26 年 6 月 1 日起 案）	起案文	なし
		訓告（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N 職員の氏名、所属校名及び職名</li> </ul>
		教員の訓戒につ いて（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N 職員の氏名、所属校名及び職名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		厳重注意（要 旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N 職員の氏名、所属校名及び職名</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
15	文書 43 職員の非違行為 について（報 告）（平成 26 年 5 月 19 日付 け）	O 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ O 職員の所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		追加資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ O 職員の氏名、所属校名並びに 休暇及び休職に関する内訳</li> <li>・ 意見</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ O 職員の氏名、所属校名及び生 年月日</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 教頭及び所属校の職員の氏名</li> <li>・ 授業の名称</li> <li>・ 被害者の氏名</li> </ul>

		・聞き取り内容
	○職員の申立書	全て
	校長の意見書	・○職員の所属校名 ・校長の氏名、印影及び意見
文書 44 審査表（平成 26 年 7 月 1 日付 け）		・○職員の氏名、所属校名及び生 年月日 ・校長の氏名、年齢及び生年月日 ・授業の名称及び人数 ・意見 ・処分経過が分かる内容が記載さ れた部分
文書 45	起案文	なし
教職員の人事に ついて（平成 26 年 7 月 9 日起 案）	訓告（要旨） （案）	・○職員の氏名及び所属校名
	教員の訓戒につ いて（案）	・○職員の氏名及び所属校名 ・文書番号
	厳重注意（要 旨）（案）	・○職員の氏名及び所属校名 ・校長の氏名 ・文書番号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 1. 27	諮問
27. 3. 16	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 3. 18	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 9. 9 (第467回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 3. 18 (第484回審査会)	審議
28. 4. 14 (第486回審査会)	審議
28. 7. 15	答申

答申第 787 号

諮問第 1352 号

件名：非違行為に関する速報等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求に対し、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、その一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 12 月 22 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が平成 27 年 2 月 3 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

##### ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 一部開示決定の処分を取り消すとの裁決を求める（生年月日部分は省く）および、処分庁の「事情聴取」聞き取り、類する「メモ」等についての説明および開示を求める。

(イ) 開示対象文書を閲覧した。「体罰」および、体罰と問題になった件について、（報告書、聞き取り、事情聴取、（加害）教員の弁明書（上申書）、その後の対応について等含む）しかしながら、聞き取り、事情聴取については閲覧できず。

(ウ) 聞き取り、事情聴取は不明であった（閲覧時にはなかった）、通知書には説明は無い。また学校名、市町村教育委員会名、教諭名、校長名等黒塗りであった。また、意見書については、意見書内（全文）全部黒塗りであった。

(エ) 聞き取り（の記録）及び事情聴取については、（警察における事情聴取は本人に確認等をする）、当然あると思われるが触れてない。処分取り消し等の、法的対応においては、処分者に対して明らかにすることが求められる。そうなれば、本件事案の文書等については、当然公にされる文書であるといえる。処分の前段階での「事実確認」「事実確定」において、被処分者の認めた内容であるということが、明ら

かにされたものでなければならない。以上からも、処分庁の説明と処分庁による公開を求めるものである。

- (ウ) また、本件については、学校名等について、職務行為、公務内であり、「教育活動中」であることから、その活動内容は、すべて公開されているといえることである。確かに公開されるのは、無制限でない部分もあるかもしれないが、原則的には、公開されるものであるといえる。教室等を含め、地域住民に公開される傾向にあることを考えると（学校開放という名目で）、教育活動を、非開示にすることは、問題であるといえる。公にされている情報を、非開示にしたということである。
- (カ) 確かに第三者ではないかもしれないが、体罰については、当事者である「児童、生徒」の存在がある。
- (キ) 公開の場での出来事を（その時点で）、公開できないということは、問題である。住民の知る権利を侵害することは違法である。学校というところは、授業等の活動が、すべて公開されているという認識のもとに活動がなされているという認識が現実である。公開を前提に、また公開に耐えられる内容でなければならない。
- (ク) 教員の教育活動（生徒、児童への指導）の職務は、第三者の、眼があることによって、その活動に、客観性があるかないかを、証明および、明確にできるといえる。本件同様、その視線を拒否するということは、教員の教育活動の客観性に、問題があるということである。
- (ケ) 第三者が、見ていようがみていまいが、常に自らの活動内容が、公開できるように、教員自らがすることが、「体罰」防止の取り組みについて、必要なことであることは、明らかである。「体罰」等が密室で起きやすい、その後の事実確認の対応を困難にしているということからも証明されているといえる。
- (コ) 現在「学校名」等開示について公開していることについては、各自治体の実態は、確かに少ないかもしれないが、少しずつ、拡大していくことは確かであるといえる。そのことによって、開示することによって問題があったということは聞いていない。第三者の目で、よそ行きの顔になるという心理を考えると、指導過程も含め、公開されるということを、職員に明らかにされていたほうが、教員にとっても、新たな成長、姿勢になるという可能性が大である。現在のままでは、これまでの自らの指導方法等含めてその取組が、時間等の物理的な条件整備のなされない現状では、遅くなっている、できにくくなっている。教員の不祥事が続いていることは、その理由、原因等が明らかにされないことが、処分庁によって明確にされないことから推測する。
- (カ) 「体罰」事案の教室等は、公共の場である。公共の場での、違法行為については、住民、児童・生徒は知る権利がある。なぜなら、自ら



が利用、関係する、施設等についての、環境条件について、選択、自らを守るということからも、知る権利があるということである。行政は、その権利にこたえなければならない職責がある。

- (シ) 処分庁が不祥事において、いかに職員の処分を行っても、開示された文書からは、事案の原因、背景、今後の具体的な、防止、改善の方向性が見えてこない。そのためにも、本件の処分を取り消してもらい、学校の人権確立のための資料とするため、正確な情報を共有するために、本件処分の取り消しを求める。又正確な「事実確認」のための事情聴取の開示も求める。

#### イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

- (ア) そもそも、処分庁が、各学校等に提出をさせている、非違行為に関する速報、報告書、等について、生年月日を記載してあることは、何らかの理由があると思われるが、その根拠等が理解できない。現在記載していることは、公開されることの可能性があることを想定されてなお、問題がないということから記載してある事項という理解する。にもかかわらず非開示にする理由がないといえる。

市町村教育委員会印影、教育長の印影、校長の印影、教頭の印影、については印影があることが理解できない。開示する、しない、の論議より、事務等の簡素化の前になくすことが先決である。

- (イ) 審査表に関しての文書で、生年月日、校長の場合、年齢及び生年月日とあるが、年齢もしくは、20代…50代等でもいいといえるのであるが、記載してある以上理由があるからであるといえる。記載してある場合何らかの形で、公になるということであり、非公開にする理由にはならない。

- (ウ) 現在も、学校で働く公務員の、不祥事等が、公表されている。基本的には、情報は公開されることにより、その背景、問題点、今後の取り組みの方向性等が明確になるといえる。その解決等には、学校だけの力だけではなく、保護者、市民の知識協力なども必要とされている。

- (エ) 「体罰」についての報道で、都教委学校名公表を始め、2年連続の減少となったとある。正確な根拠は明らかでないが、学校名の公表が、問題になったということについては、触れていないことからすると、学校名公表されても、大きな問題はなかったといえる。

学校に関する文書は、原則公開であると主張する。

- (オ) 本件に関して、同じ趣旨の内容を別件で主張してあるので引用して、反論、主張とする。

基本的に、「体罰」報告書について異議申立書に、申立人の主張す

る、理由等述べてあるが、(不開示理由) 説明書には、申立人の主張に対する理由等に対して、具体的に、反論、弁明等しているとは言えない。

「単に実施機関の主観において…判断されるだけでは物足りず、その危険が具体的に存在することが客観的に明白でなければならない」しかしそのような説明がなされていない(教育情報公開の研究 学陽書房 68 頁)。

申立人は、「体罰」非違行為報告書、においては、本県、及び、他の自治体等の事例について、反論に変える。

a A 高校の事例については、申立書において、すでに述べてある通りである。学校名、教頭名、教諭氏名、年齢、性別、発生場所、等が明らかにされている。体罰報告書においては、学校名、教諭名、年齢、性別、発生場所、は公開されるべきである。

b B 高校の事例については、学校名、校長名、年齢、性別、発生場所等、が明らかになっている。

c 東京都の事例については、学校名が明らかになっていることである。情報公開においては、その他の点についての公開は不明。

d 神奈川県の記事については、学校名、校長名、年齢、等が明らかになっている。

e 横浜市の事例については、学校名、校長名、教諭名、発生場所等が明らかになっている。

f 横浜の記事について、横浜市は、2000 年 4 月以前には学校名、校長名、が明らかになっていたということである。

顧問名等も、明らかにすることは当然であるといえる。なぜなら対外試合等でその名前は常に公表されているからである。学校の教科担当者名、部活動担当者名等は毎年明らかになっている。

「体罰」報告書においては、A 高校の事例、以上の内容(項目)が開示されることは当然のことといえる。

(カ) 職務行為は、全面公開が原則であり、また、教科等教育活動は、絶えず公開のもとに行われてきている。指導法等の向上ということからも、職務行為を公開することが、不可欠である。

念のため、まとめると次のようになる。

a 異議申し立てに対して、不開示部分に対しての処分庁の具体的かつ、納得できる説明がなされていない。

b 仮に不利益等の問題があるとするならば、これまでの事例等を基にした、説明がなされるべきである。

c これまで公開されてきた部分、公開されてきた他の自治体の部分については、公開されるべきである。

d これまで主張してきたが、職員の職務行為は、開示されるべきで

ある。

- e 公務、教育活動等は、公開のもとに行われてきた。そのための職員の研修、研究も当然公開されるべきものである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して一部開示としたというものである。

#### (1) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 22 日までの間に処分等がなされた小中学校教職員の体罰に関する非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書である。県教育委員会は、対象となる行政文書を別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 69 までのとおり特定した。その内訳は、同表の 2 欄に掲げるとおりであり、県教育委員会は、同表の 3 欄に掲げる部分を開示しないこととして一部開示決定としたものである。

なお、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨によれば、職員及び校長の生年月日については、異議申立ての対象とはなっていないと解されるが、念のため、当該異議申立ての対象外と解される部分も含めて説明する。

イ 別表の事案 1（以下「事案 1」という。同表の事案 2 以下も同様とする。）から事案 14 までに掲げる文書は、それぞれ小中学校教員 A から N まで（以下「小中学校教員 A」を「A 職員」といい、小中学校教員 B から N までについても同様とする。）が起こした体罰に関する非違行為について県教育委員会が作成又は取得した文書である。

#### (ア) 文書 1、5、10、15、20、25、30、35、40、45、50、55、60 及び 65 「非違行為に関する速報」

当該文書は、発生した非違行為について、非違行為を行った職員の所属校の校長又は教頭が速やかに事実関係を調査、聞き取り等を行い、その内容を集約した上で市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書には、発生した非違行為について、非違行為を行った職員の所属、氏名、生年月日、発信者及び受信者、非違行為の内容等が記載されている。

#### (イ) 文書 2、6、11、16、21、26、31、36、41、46、51、56、61 及び 66 「教職員の非違行為について（報告）」等

当該文書は、非違行為に関する速報を提出した後、校長又は教頭が改めて調査、聞き取り等を行った事実関係を集約した上で詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市町村教育委員会に報告し、市町村教

育委員会が県教育事務所を經由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書のうち、県教育事務所長の鑑文、市町村教育委員会の鑑文及び非違行為を起こした職員の所属校鑑文には日付、宛名、標題等が、非違行為報告書には作成者の職名、氏名及び印影、非違行為を行った職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、事後措置等が、非違行為を行った職員の申立書には非違行為を行った職員の所属、氏名、申立て等が、校長の意見書には校長の氏名、印影、意見等が記載されている。

(ウ) 文書 3、7、12、17、22、27、32、37、42、47、52、57、62 及び 67 「審査表」

当該文書は、処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事件の種別、発生日月日、発生場所、審査の対象者である職員等の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が分かる内容が記載された部分等が記載されている。

(エ) 文書 4、8、13、18、23、28、33、38、43、53、58、63 及び 68 「教員の処分について」

当該文書は、市町村教育委員会が教員の処分内容を決定するに当たって県教育事務所を通じて県教育委員会へなされた協議に対する回答を通知するために、県教育委員会において起案したものであり、市町村教育委員会が教員を処分した結果について県教育事務所を通じて県教育委員会に報告した文書が添付されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、標題、決裁者等の印、伺い文等が、県教育事務所長の鑑文及び市町村教育委員会の鑑文には日付、宛名、標題等が、通知には標題、通知内容等が、進達には標題、伺い文等が、協議には標題、処分内容等が、市町村教育委員会の意見書には市町村教育委員会の意見等が、報告には標題、処分内容等が、文書訓告（写）には非違行為を行った職員の所属、訓告内容等が、処分場所見取図には処分者、被処分者及び立会者の所属、氏名等が記載されている。

(オ) 文書 48 「教員の処分について」

当該文書は、県教育委員会が教員の処分内容を決定するために起案したものであり、県教育事務所が県教育委員会に教員を処分した結果について報告した文書が添付されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、標題、決裁者等の印、伺い文等が、辞令（案）には被処分者の所属、職名及び氏名、発令事項等が、処分事由説明書には被処分者の所属、職名及び氏名、処分内容、処分理由等が、通知には標題、通知内容等が、副申には標題、県教育

事務所長の意見等が、内申には標題、処分内容等が、市町村教育委員会の意見書には市町村教育委員会の意見等が、報告には標題、処分日時及び場所、辞令交付者、被処分者、処分内容、立会者等が記載されている。

(カ) 文書 9、14、19、24、29、34、39、44、49、54、59、64 及び 69 「校長の処分について」等

当該文書は、市町村教育委員会が校長の処分内容を決定するに当たって県教育事務所を通じて県教育委員会へなされた協議に対する回答を通知するために、県教育委員会において起案したものであり、市町村教育委員会が校長を処分した結果について県教育事務所を通じて県教育委員会に報告した文書が添付されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、標題、決裁者等の印、伺い文等が、県教育事務所長の鑑文及び市町村教育委員会の鑑文には日付、宛名、標題等が、通知には標題、通知内容等が、進達には標題、伺い文等が、協議には標題、処分内容等が、市町村教育委員会の意見書には市町村教育委員会の意見等が、報告には標題、処分内容等が、嚴重注意（写）には職員の所属、嚴重注意内容等が、処分場所見取図には処分者、被処分者及び立会者の所属、氏名等が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした職員の氏名、所属、職名、生年月日及び出校状況、職員の所属する学校の市町村の名称、校長の氏名、所属、年齢、生年月日及び印影、教頭の氏名及び印影、発信者及び受信者の氏名、市町村教育委員会の印影、教育長の氏名及び印影、担当者の氏名及び職名、処分者の氏名、立会者の氏名及び職名、文書番号、電話番号、FAX 番号及びメールアドレス、発生場所、部活動の名称、学級の児童数、被害者の氏名及び出校状況、児童の氏名、家族構成、警察署及び病院の名称並びに症状及び診断内容が分かる部分（以下「職員の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 申立書、意見、聞き取り内容、学校の所見及びアンケート結果内容（以下「申立書等」という。）並びに処分経過が分かる内容が記載された部分には、個人の心情等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利利益等に関する情報が含まれることから、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに

より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 事案14については、事案の発生当時、市町村教育委員会が報道機関からの取材に応じており、かつ、開示請求の時点までに3か月程度しか経過していないため、非違行為を行った職員の所属する学校の市町村の名称等を開示とした。しかし、当該事案に係る別表の3欄に掲げる部分については、実施機関及び当該市町村教育委員会は公表していない。

また、事案4及び事案8についても、事案の発生当時、市町村教育委員会が報道機関からの取材に応じ、又は概要を公表しているが、開示請求の時点までに1年6か月又は1年4か月以上の期間が経過している。よって、当該事案に係る別表の3欄に掲げる部分のうち一部の情報がその際公表されていたとしても、当該公表情報は、もはや慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報には該当しない。

したがって、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、仮に、今回不開示とした部分のうち一部の情報が報道され、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが積極的に公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。よって、当該部分は、本号ただし書イに該当しない。

また、職員は公務員であるが、職員が処分等を受けたことに関する情報は、職務の遂行に係る情報ではないため、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、本号ただし書ハにも該当しない。

さらに、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

エ 以上のことから、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書のうち、今回不開示とした報道機関名及び取材内容は、公にすることにより、当該団体の健全で適正な事業活動の自由が損なわれるおそれがあり、ひいては正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 申立書等は、県教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務

に関する情報であり、処分経過が分かる内容が記載された部分は、処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であって、これらを公にすることが前提になれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがある。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

#### (5) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、「処分庁の「事情聴取」聞き取り、類する「メモ」等についての説明および開示を求める。」及び「開示対象文書を閲覧した。「体罰」および、体罰と問題になった件について、(報告書、聞き取り、事情聴取、(加害)教員の弁明書(上申書)、その後の対応について等含む)しかしながら、聞き取り、事情聴取については閲覧できず。」と記載している。

非違行為に関する速報及び非違行為報告書(以下「報告書等」という。)の作成に当たり、非違行為を行った職員、被害者等から聞き取りを行った者が備忘録として個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあるが、そのメモはあくまで当該者の個人的便宜のために作成されたものであり、非違行為を行った職員、被害者等から聞き取った内容は、報告書等に集約されることから、当該メモそのものを取得して組織的に用いるものとして管理することはない。

本件行政文書の特定に当たっては、念のため、非違行為を行った職員、被害者等からの聞き取り内容について記載された文書を探索したが、やはり作成又は取得していなかった。

よって、本件行政文書以外に異議申立人が求める文書は存在しない。

## 4 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 22 日までの間に処分がなされた小中学校教職員の体罰に関する非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書である。その構成及び内訳は別表の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。実施機関は、同表の 3 欄に掲げる部分のうち、職員の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、報道機関名及び取材内容を同条第 3 号イに、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分を同条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

職員の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分には、被処分者の処分内容、処分理由等、被処分者自身の心情等、非違行為の事実経過等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

実施機関によれば、本件行政文書に係る事案のうち、事案 4 及び 8 に



については、事案の発生当時、市町村教育委員会が報道機関からの取材に応じ、又は概要を公表しているとのことであるから、実施機関が不開示とした部分のうち、これらの事案に係る教員の所属する学校の市町村の名称の情報が公にされていたと解される。また、当審査会において実施機関に確認したところ、事案 10 については、非違行為を行った教員の処分について実施機関が自ら公表しており、当審査会において当該公表資料を見分したところ、実施機関が不開示とした部分のうち、当該教員の所属する学校の市町村の名称については公表されていることが認められた。

しかし、事案に関する社会一般の関心や記憶は、公にされた時点から時間が経過するに従い薄れていくのであって、事案に関する情報も次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていく一方で、関係者の権利利益を守る必要性は、時間の経過とともに増していくものと考えられる。こうしたことから、過去のある時点において公にされた事実のみをもって、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報であるということとはできない。

この考え方にに基づき、当該部分の条例第 7 条第 2 号ただし書イ該当性を検討すると、公にされた時点から本件開示請求の時点までに相当の期間が経過していることから、当該情報は、もはや慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報ではないと解される。

また、その他の不開示部分については、実施機関は公表しておらず、仮に、当該部分の情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。したがって、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、同号ただし書イに該当しない。

また、非違行為を行った職員は公務員であるが、処分を受けたことは、当該職員の職務遂行の内容に係る情報とは認められない。したがって、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、

事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、報道機関名及び取材内容が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 報道機関名及び取材内容を公にすれば、取材する側は、取材活動の内容が公にされることをおそれ、自由な取材活動が行えなくなるおそれがある。

よって、当該情報を公にすることにより、当該報道機関の健全で適正な事業活動の自由が損なわれるおそれがあり、ひいては正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、報道機関名及び取材内容は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を公にすることにより、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

(6) 本件行政文書の特定について

異議申立人は、異議申立書において、本件行政文書以外に、事情聴取、

聞き取り、類するメモ等についての開示を求めている。

実施機関によれば、報告書等の作成に当たり、非違行為を行った職員、被害者等から聞き取りを行った者が備忘録として個人的にメモを作成することはあり得るが、そのメモはあくまで個人的便宜のために作成されたものであり、聞き取った内容は報告書等に集約されることから、当該メモそのものを取得して組織的に用いるものとして管理することはないとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、非違行為を行った職員その他関係者から聞き取られた内容は、非違行為報告書等に適宜集約され、県教育委員会において取得していると解される。したがって、聞き取りを行った者が個人的便宜のために作成したメモ等を必ずしも取得する必要はないものと解されることから、本件行政文書以外に本件開示請求に係る行政文書が存在しないとす実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえない。

(7) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、別表の3欄に掲げる部分の不開示情報該当性及び本件行政文書の特定に誤りがないことについては、前記(3)から(6)までにおいて述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(8) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

平成25年度および平成26年度

小中学校「体罰」および「体罰」と問題になった件について、  
〔 報告書、聞き取り、事情聴取、(加害)職員の弁明書(上申書) 〕  
〔 その後の対応について等含む 〕

## 別表

事 案	1 行政文書	2 内 訳	3 実施機関が開示しないこととした部分
1	文書 1 非違行為に関する速報（平成 25 年 2 月 18 日付け）	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 職員の氏名</li> </ul>
文書 2 教職員の非違行為について（報告）（平成 25 年 3 月 7 日付け）	県教育事務所長の鑑文		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
市町村教育委員会の鑑文	市町村教育委員会の鑑文		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の所属</li> <li>・ A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
A 職員の所属校鑑文	A 職員の所属校鑑文		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の所属</li> <li>・ A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
非違行為報告書	非違行為報告書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ 教頭の氏名及び印影</li> <li>・ 被害者の氏名</li> <li>・ 聞き取り内容</li> </ul>
A 職員の申立書 校長の意見書	A 職員の申立書 校長の意見書		<ul style="list-style-type: none"> <li>全て</li> <li>・ A 職員の所属</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
文書 3 審査表（平成 25 年 4 月 18 日付け）	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>	
文書 4 教員の処分について（平成 25 年 4 月 24 日起案）		起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	教員の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 職員の氏名及び所属</li> <li>・ A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見</li> </ul>
		教職員の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
		教員の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 職員の氏名及び所属</li> <li>・A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・意見</li> </ul>
		市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・意見</li> </ul>
		県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		教員の処分について〔報告〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 職員の氏名及び所属</li> <li>・A 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・処分者及び立会者の氏名</li> </ul>
2	文書5 非違行為に関する速報（平成25年3月29日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・B 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・被害者の氏名</li> <li>・アンケート結果内容</li> <li>・聞き取り内容</li> <li>・学校の所見</li> </ul>
	文書6 教員の非違行為について（送付）（平成25年4月22日付け）	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
		市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・教育長の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・電話番号</li> </ul>

	B 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属</li> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 被害者の氏名</li> <li>・ アンケート結果内容</li> <li>・ 聞き取り内容</li> <li>・ 学校の所見</li> </ul>
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	B 職員の申立書	全て
文書 7 審査表（平成 25 年 5 月 27 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 被害者の氏名</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 聞き取り内容</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
文書 8 教員の処分について（平成 25 年 5 月 30 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	教員の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名及び所属</li> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	教員の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	教員の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名及び所属</li> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 意見</li> </ul>

	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	教員の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名及び所属</li> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 処分者の氏名</li> <li>・ 立会者の氏名及び職名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
文書 9 校長の処分について（平成 25 年 5 月 30 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	校長の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属</li> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	公立学校長の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	公立学校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名及び所属</li> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>

		公立学校長の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 校長の氏名及び所属</li> <li>・ 処分者の氏名</li> <li>・ 立会者の氏名及び職名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
3	文書 10 非違行為に関する速報（平成 25 年 5 月 23 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 発信者及び受信者の氏名</li> <li>・ FAX 番号</li> <li>・ 被害者の氏名</li> </ul>
	文書 11 教員の非違行為に係る報告書の提出について（平成 25 年 6 月 3 日付け）	県教育事務所長の鑑文 C 職員の所属校鑑文	なし
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 教頭の氏名及び印影</li> <li>・ 被害者の氏名</li> </ul>
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
		C 職員の申立書	全て
	文書 12 審査表（平成 25 年 7 月 16 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>



<p>文書 13          教員の処分について（平成 25 年 7 月 27 日起案）</p>	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	教員の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名及び所属</li> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	教員の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名及び所属</li> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 教育長の氏名及び印影</li> <li>・ 担当者の氏名及び職名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号及び FAX 番号</li> </ul>
	教員の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名及び所属</li> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 担当者の氏名及び職名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号及び FAX 番号</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	教員の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名及び所属</li> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 処分者の氏名</li> <li>・ 立会者及び担当者の氏名及び職名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号及び FAX 番号</li> </ul>

<p>文書 14 校長の処分について（平成 25 年 7 月 27 日起案）</p>	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	教員の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属</li> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	教員の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属</li> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 教育長の氏名及び印影</li> <li>・ 担当者の氏名及び職名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号及び FAX 番号</li> </ul>
	校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の氏名及び所属</li> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 担当者の氏名及び職名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号及び FAX 番号</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	教員の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 校長の氏名及び所属</li> <li>・ 処分者の氏名</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・立会者及び担当者の氏名及び職名</li> <li>・文書番号</li> <li>・電話番号及びFAX 番号</li> </ul>
4	文書 15 非違行為に関する速報（平成 25 年 6 月 10 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・D 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・報道機関名及び取材内容</li> <li>・聞き取り内容</li> <li>・学校の所見</li> </ul>
	文書 16 教職員の非違行為について（報告）（平成 25 年 7 月 1 日付け）	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の所属</li> <li>・D 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		D 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の所属</li> <li>・D 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・被害者の氏名</li> <li>・報道機関名</li> <li>・聞き取り内容</li> <li>・学校の所見</li> </ul>
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の所属</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
		D 職員の申立書	全て
	文書 17 審査表（平成 25 年 7 月 16 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・意見</li> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>

文書 18 教員の処分について（平成 25 年 7 月 31 日起案）	起案文	・処分経過が分かる内容が記載された部分
	教員の処分について（通知）	・D 職員の氏名及び所属 ・D 職員の所属する学校の市町村の名称 ・意見
	教員の処分について（進達）	・D 職員の所属する学校の市町村の名称 ・文書番号
	教員の処分について（協議）	・D 職員の氏名及び所属 ・D 職員の所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の印影 ・文書番号 ・意見
	市町村教育委員会の意見書	・D 職員の所属する学校の市町村の名称 ・意見
	県教育事務所長の鑑文	・D 職員の所属する学校の市町村の名称 ・文書番号
	市町村教育委員会の鑑文	・D 職員の所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の印影 ・文書番号
	教員の処分について〔報告〕	・D 職員の氏名及び所属 ・D 職員の所属する学校の市町村の名称 ・処分者及び立会者の氏名
文書 19 校長の処分について（平成 25 年 7 月 31 日起案）	起案文	・処分経過が分かる内容が記載された部分
	校長の処分について（通知）	・D 職員の所属 ・D 職員の所属する学校の市町村の名称 ・校長の氏名 ・意見
	校長の処分について（進達）	・D 職員の所属する学校の市町村の名称 ・文書番号

		校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の氏名及び所属</li> <li>・D 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・意見</li> </ul>
		市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・意見</li> </ul>
		県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		校長の処分について〔報告〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び所属</li> <li>・処分者及び立会者の氏名</li> </ul>
5	文書 20 非違行為に関する速報（平成 25 年 6 月 22 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・E 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・発信者の氏名</li> <li>・FAX 番号</li> <li>・学校の所見</li> </ul>
	文書 21 教員の非違行為に係る報告書の提出について（平成 25 年 7 月 17 日付け）	県教育事務所長の鑑文 非違行為報告書	なし <ul style="list-style-type: none"> <li>・E 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・被害者の氏名</li> <li>・警察署及び病院の名称</li> <li>・意見</li> <li>・聞き取り内容</li> <li>・学校の所見</li> </ul>

	E 職員の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の所属</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
文書 22 審査表（平成 25 年 9 月 2 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 学校の所見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
文書 23 教員の処分につ いて（平成 25 年 9 月 15 日起 案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	教員の処分につ いて（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の氏名及び所属</li> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	教員の処分につ いて（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	教員の処分につ いて（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の氏名及び所属</li> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 担当者の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号、FAX 番号及びメールアドレス</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	市町村教育委員 会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	県教育事務所長 の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	市町村教育委員 会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の氏名及び所属</li> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 教育長の印影</li> <li>・ 担当者の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号及び FAX 番号</li> </ul>

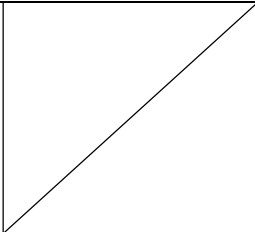
	教員の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の氏名及び所属</li> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 処分者、立会者及び担当者の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号及び FAX 番号</li> </ul>
文書 24 教員の処分について（平成 25 年 9 月 15 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	教員の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の所属</li> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	教員の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の氏名及び所属</li> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 担当者の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号、FAX 番号及びメールアドレス</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	教員の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 校長の氏名及び所属</li> <li>・ 処分者、立会者及び担当者の氏名</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書番号</li> <li>・電話番号、FAX 番号及びメールアドレス</li> </ul>
6	文書 25 非違行為に関する速報（平成 25 年 6 月 13 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	文書 26 教職員の非違行為について（報告）（平成 25 年 7 月 1 日付け）	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・教育長の氏名及び印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		F 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属</li> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・被害者の氏名</li> <li>・症状が分かる部分</li> </ul>
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
F 職員の申立書	全て		
文書 27 審査表（平成 25 年 10 月 7 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・意見</li> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>	
文書 28 教員の処分について（平成 25 年 10 月 16 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>	
	教員の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の氏名及び所属</li> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>	



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見</li> </ul>
	教員の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	教員の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の氏名及び所属</li> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の氏名及び所属</li> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	教員の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の氏名及び所属</li> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・処分者及び立会者の氏名</li> <li>・文書番号</li> </ul>
文書 29 校長の処分について（平成 25 年 10 月 16 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	教員の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属</li> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・意見</li> </ul>
	校長の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の氏名及び所属</li> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見</li> </ul>
		市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属</li> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・意見</li> </ul>
		県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		校長の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・校長の氏名及び所属</li> <li>・処分者及び立会者の氏名</li> <li>・文書番号</li> </ul>
7	文書 30 非違行為に関する速報（平成 25 年 7 月 11 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・G 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・発信者の氏名</li> </ul>
	文書 31 非違行為について（報告）（平成 25 年 8 月 1 日付け）	G 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G 職員の所属</li> <li>・G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・被害者の氏名</li> <li>・聞き取り内容</li> </ul>
		G 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G 職員の氏名及び所属</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>

<p>文書 32 審査表（平成 25 年 10 月 9 日付 け）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
<p>文書 33 教員の処分につ いて（平成 25 年 10 月 28 日起 案）</p>	<p>起案文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	<p>教員の処分につ いて（通知）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の氏名及び所属</li> <li>・ G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	<p>教員の処分につ いて（進達）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
	<p>教員の処分につ いて（協議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の氏名及び所属</li> <li>・ G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	<p>市町村教育委員 会の意見書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の氏名及び所属</li> <li>・ G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	<p>県教育事務所長 の鑑文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
	<p>教員の処分につ いて（報告）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の氏名及び所属</li> <li>・ G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 処分者及び立会者の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
<p>文書 34 校長の処分につ いて（平成 25 年 10 月 28 日起 案）</p>	<p>起案文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	<p>校長の処分につ いて（通知）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 職員の所属</li> <li>・ G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長の氏名</li> <li>・意見</li> </ul>
	校長の処分について（進達）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	校長の処分について（協議）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・G 職員の氏名及び所属</li> <li>・G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・G 職員の所属</li> <li>・G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文		<ul style="list-style-type: none"> <li>・G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	校長の処分について（報告）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・G 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・校長の氏名及び所属</li> <li>・処分者及び立会者の氏名</li> <li>・文書番号</li> </ul>
8	文書 35 非違行為に関する速報（平成 25 年 8 月 10 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・報道機関名</li> </ul>
	文書 36 教員の非違行為について（報告）（平成 25 年 9 月 5 日付け）	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の所属</li> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>

	H 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 職員の所属</li> <li>・ H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 被害者の氏名</li> </ul>
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 職員の所属</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	H 職員の申立書	全て
文書 37 審査表（平成 25 年 10 月 28 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
文書 38 教員の処分について（平成 25 年 11 月 14 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	教員の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 職員の氏名及び所属</li> <li>・ H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	教員の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
	教員の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 職員の氏名及び所属</li> <li>・ H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>

	市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	教員の処分について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の氏名及び所属</li> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・処分者及び立会者の氏名</li> </ul>
文書 39 校長の処分について（平成 25 年 11 月 14 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	校長の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の所属</li> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・意見</li> </ul>
	校長の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の氏名及び所属</li> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	校長の処分について〔報告〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び所属</li> <li>・処分者及び立会者の氏名</li> </ul>

9	文書 40 非違行為に関する速報（平成 25 年 7 月 22 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 職員の職名</li> <li>・ 発信者の氏名</li> <li>・ 診断内容が分かる部分</li> </ul>
	文書 41 非違行為の報告について（平成 25 年 7 月 25 日付け）	市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 教育長の氏名及び印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 職員の職名</li> <li>・ 被害者の氏名</li> <li>・ 診断内容が分かる部分</li> <li>・ 聞き取り内容</li> </ul>
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の所属</li> <li>・ 校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	I 職員の申立書	全て	
文書 42 審査表（平成 25 年 10 月 9 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・ 校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・ 意見</li> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>	
文書 43 教員の処分について（平成 25 年 10 月 17 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>	
	教員の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の氏名及び所属</li> <li>・ I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 意見</li> </ul>	
	教員の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>	
	教員の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 職員の氏名及び所属</li> <li>・ I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	教員の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I 職員の氏名及び所属</li> <li>・I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・処分者の氏名</li> <li>・文書番号</li> </ul>
文書 44 校長の処分について（平成 25 年 10 月 17 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	校長の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I 職員の所属</li> <li>・I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・意見</li> </ul>
	公立学校長の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I 職員の氏名及び所属</li> <li>・I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	校長の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び所属</li> </ul>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・処分者の氏名</li> <li>・立会者の氏名及び職名</li> <li>・文書番号</li> </ul>
10	文書 45 非違行為に関する速報（平成 25 年 9 月 25 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・J 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・教頭の氏名</li> </ul>
	文書 46 教員の非違行為について（報告）（平成 25 年 10 月 23 日付け）	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の所属</li> <li>・J 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		J 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の所属</li> <li>・J 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・被害者の氏名</li> <li>・聞き取り内容</li> </ul>
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の所属</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
		J 職員の申立書	全て
	文書 47 審査表（平成 25 年 11 月 25 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・意見</li> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>

文書 48 教員の処分について（平成 25 年 12 月 9 日起案）	起案文	・処分経過が分かる内容が記載された部分
	辞令（案）	・J 職員の氏名及び所属 ・J 職員の所属する学校の市町村の名称 ・処分経過が分かる内容が記載された部分
	処分事由説明書	・J 職員の氏名及び所属 ・J 職員の所属する学校の市町村の名称 ・処分経過が分かる内容が記載された部分
	教員の処分について（通知）	・J 職員の氏名及び所属 ・J 職員の所属する学校の市町村の名称 ・処分経過が分かる内容が記載された部分
	教員の処分について（副申）	・J 職員の所属する学校の市町村の名称 ・意見
	教員の処分について（内申）	・J 職員の氏名及び所属 ・J 職員の所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の印影 ・文書番号 ・意見
	市町村教育委員会の意見書	・J 職員の氏名及び所属 ・J 職員の所属する学校の市町村の名称 ・意見
	教員の処分について（報告）	・J 職員の氏名及び所属 ・J 職員の所属する学校の市町村の名称 ・立会者の氏名
文書 49 校長の処分について（平成 25 年 12 月 9 日起案）	起案文	・処分経過が分かる内容が記載された部分
	公立学校長の処分について（通知）	・J 職員の所属 ・J 職員の所属する学校の市町村の名称

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長の氏名</li> <li>・意見</li> </ul>
	校長の処分について（進達）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	校長の処分について（協議）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の氏名及び所属</li> <li>・J 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文		<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	市町村教育委員会の鑑文		<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
	校長の処分について〔報告〕		<ul style="list-style-type: none"> <li>・J 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び所属</li> <li>・処分者及び立会者の氏名</li> </ul>
11	文書 50 非違行為に関する速報（平成 25 年 11 月 28 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・発信者の氏名</li> <li>・被害者の氏名</li> </ul>
	文書 51 教員の非違行為に係る報告書の提出について（平成 25 年 12 月 6 日付け）	県教育事務所長の鑑文	なし
		市町村教育委員会の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・教育長の氏名及び印影</li> <li>・文書番号</li> </ul>
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・K 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長及び職員の氏名</li> <li>・教頭の氏名及び印影</li> <li>・被害者及び児童の氏名</li> </ul>
	K 職員の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の所属</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
文書 52 審査表（平成 26 年 1 月 27 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・意見</li> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
文書 53 教員の処分につ いて（平成 26 年 2 月 9 日起 案）	起案文	・処分経過が分かる内容が記載された部分
	教員の処分につ いて（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の氏名及び所属</li> <li>・K 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・意見</li> </ul>
	教員の処分につ いて（進達）	・K 職員の所属する学校の市町村の名称
	教員の処分につ いて（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の氏名及び所属</li> <li>・K 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・意見</li> </ul>
	市町村教育委員 会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・意見</li> </ul>
	県教育事務所長 の鑑文	・K 職員の所属する学校の市町村の名称
	教員の処分につ いて（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K 職員の氏名及び所属</li> <li>・K 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・処分者及び立会者の氏名</li> <li>・文書番号</li> </ul>

	文書 54 校長の処分について（平成 26 年 2 月 9 日起案）	起案文	・処分経過が分かる内容が記載された部分
		教員の処分について（通知）	・K 職員の所属 ・K 職員の所属する学校の市町村の名称 ・校長の氏名 ・意見
		校長の処分について（進達）	・K 職員の所属する学校の市町村の名称
		校長の処分について（協議）	・K 職員の所属 ・K 職員の所属する学校の市町村の名称 ・校長の氏名 ・市町村教育委員会の印影 ・文書番号 ・意見
		市町村教育委員会の意見書	・K 職員の所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の印影 ・意見
		県教育事務所長の鑑文	・K 職員の所属する学校の市町村の名称
		教員の処分について（報告）	・K 職員の所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の印影 ・校長の氏名及び所属 ・処分者及び立会者の氏名 ・文書番号
12	文書 55 非違行為に関する速報（平成 26 年 4 月 14 日付け）		・L 職員の氏名、所属及び生年月日 ・L 職員の所属する学校の市町村の名称 ・職員の職名 ・発信者の氏名 ・発生場所 ・診断内容が分かる部分

<p>文書 56 教員の非違行為 について（報 告）（平成 26 年 5 月 12 日付 け）</p>	<p>県教育事務所長 の鑑文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の氏名及び所属</li> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の 名称</li> </ul>
	<p>非違行為報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の氏名、所属、生年月日及 び出校状況</li> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の 名称</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・職員の職名</li> <li>・発生場所</li> <li>・被害者の氏名及び出校状況</li> <li>・診断内容が分かる部分</li> <li>・聞き取り内容</li> </ul>
	<p>校長の意見書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の所属</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	<p>L 職員の申立書</p>	<p>全て</p>
<p>文書 57 審査表（平成 26 年 5 月 26 日付 け）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・発生場所</li> <li>・意見</li> <li>・処分経過が分かる内容が記載さ れた部分</li> </ul>
<p>文書 58 教員の処分につ いて（平成 26 年 5 月 29 日起 案）</p>	<p>起案文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分経過が分かる内容が記載さ れた部分</li> </ul>
	<p>教員の処分につ いて（通知）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の氏名及び所属</li> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の 名称</li> <li>・意見</li> </ul>
	<p>教員の処分につ いて（進達）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の 名称</li> </ul>
	<p>教員の処分につ いて（協議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の氏名及び所属</li> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の 名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・意見</li> </ul>
	<p>市町村教育委員 会の意見書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の 名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	教員の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の氏名及び所属</li> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・処分者の氏名</li> <li>・立会者の氏名及び職名</li> <li>・文書番号</li> </ul>
文書 59 校長の処分について（平成 26 年 5 月 29 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	校長の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の所属</li> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・意見</li> </ul>
	公立学校長の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の氏名及び所属</li> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・文書番号</li> <li>・意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	校長の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・立会者の氏名及び職名</li> <li>・校長の氏名及び所属</li> <li>・処分者の氏名</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書番号</li> </ul>
13	<p>文書 60 非違行為に関する速報（平成 26 年 7 月 3 日付け）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・M 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長及び受信者の氏名</li> <li>・部活動の名称</li> <li>・家族構成</li> <li>・診断内容が分かる部分</li> <li>・学校の所見</li> </ul>
	<p>文書 61 教職員の非違行為について（報告）（平成 26 年 7 月 24 日付け）</p>	<p>県教育事務所長の鑑文</p>	なし
		<p>非違行為報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・職員の職名</li> <li>・部活動の名称</li> <li>・診断内容が分かる部分</li> </ul>
		<p>校長の意見書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M 職員の所属</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
		<p>M 職員の申立書</p>	全て
	<p>文書 62 審査表（平成 26 年 8 月 25 日付け）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・M 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・部活動の名称</li> <li>・意見</li> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	<p>文書 63 教員の処分について（平成 26 年 8 月 28 日起案）</p>	<p>起案文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
		<p>教員の処分について（通知）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M 職員の氏名及び所属</li> <li>・M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・意見</li> </ul>
		<p>教員の処分について（進達）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>



	教員の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の氏名及び所属</li> <li>・ M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 担当者の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号及び FAX 番号</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	公立学校教諭の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の氏名及び所属</li> <li>・ M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 処分者、立会者及び担当者の氏名</li> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 電話番号及び FAX 番号</li> </ul>
文書 64 校長の処分について（平成 26 年 8 月 28 日起案）	起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>
	校長の処分について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の所属</li> <li>・ M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 意見</li> </ul>
	校長の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
	校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M 職員の所属</li> <li>・ M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・ 校長の氏名</li> <li>・ 市町村教育委員会の印影</li> <li>・ 担当者の氏名</li> <li>・ 電話番号及び FAX 番号</li> <li>・ 文書番号</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見</li> </ul>
		市町村教育委員会の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・意見</li> </ul>
		県教育事務所長の鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> </ul>
		公立中学校校長の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M 職員の所属する学校の市町村の名称</li> <li>・市町村教育委員会の印影</li> <li>・校長の氏名及び所属</li> <li>・処分者、立会者及び担当者の氏名</li> <li>・文書番号</li> <li>・電話番号及びFAX 番号</li> </ul>
14	文書 65 非違行為に関する速報（平成 26 年 9 月 4 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・N 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・教頭の氏名</li> <li>・報道機関名</li> </ul>
	文書 66 教職員の非違行為について（報告）（平成 26 年 9 月 24 日付け）	県教育事務所長の鑑文 非違行為報告書	なし <ul style="list-style-type: none"> <li>・N 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・校長の氏名及び印影</li> <li>・学級の児童数</li> <li>・家族構成</li> <li>・聞き取り内容</li> </ul>
		N 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・N 職員の所属</li> <li>・校長の氏名、印影及び意見</li> </ul>
	文書 67 審査表（平成 26 年 10 月 27 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・N 職員の氏名、所属及び生年月日</li> <li>・校長の氏名、年齢及び生年月日</li> <li>・意見</li> <li>・処分経過が分かる内容が記載された部分</li> </ul>

文書 68 教員の処分について（平成 26 年 11 月 7 日起案）	起案文	・処分経過が分かる内容が記載された部分
	教員の処分について（通知）	・N 職員の氏名及び所属 ・意見
	教員の処分について（進達）	なし
	市町村教育委員会の鑑文	なし
	教員の処分について（協議）	・N 職員の氏名及び所属 ・意見
	市町村教育委員会の意見書	・意見
	県教育事務所長の鑑文	なし
	教員の処分について（報告）	・N 職員の氏名及び所属 ・校長の氏名
	文書訓告（写）	・N 職員の氏名及び所属
	処分場所見取図	・N 職員の氏名及び所属 ・校長の氏名
文書 69 校長の処分について（平成 26 年 11 月 7 日起案）	起案文	・処分経過が分かる内容が記載された部分
	校長の処分について（通知）	・N 職員の所属 ・校長の氏名 ・意見
	校長の処分について（進達）	なし
	市町村教育委員会の鑑文	なし
	校長の処分について（協議）	・N 職員の所属 ・校長の氏名 ・意見
	市町村教育委員会の意見書	・意見
	県教育事務所長の鑑文	なし
	校長の処分について（報告）	・校長の氏名及び所属
	厳重注意（写）	・N 職員の氏名及び所属 ・校長の氏名

	処分場所見取図	・校長の氏名及び所属
--	---------	------------

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 16	諮問
27. 5. 26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 5. 28	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 9. 30 (第469回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 3. 18 (第484回審査会)	審議
28. 5. 11 (第488回審査会)	審議
28. 7. 15	答申